

法務省民二第 5 3 5 号
令和 4 年 4 月 1 4 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長

表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて（通達）

土地の表題登記、地積に関する変更若しくは更正の登記又は分筆の登記（以下「筆界関係登記」という。）の申請に際しては、法令に定めのある添付情報に加え、登記官の行う筆界の調査及び認定の重要な判断要素として、「相互に隣接する土地の所有権の登記名義人等が現地立会い等によって土地の筆界を確認し、その認識が一致したこと及びその地点を特定して示すことを内容とする情報」（以下「筆界確認情報」という。）の提供を求める取扱いが一般的となっています。

一方、近年、土地の所有権の登記名義人の死亡後に相続登記がされることなく放置されているため、相続人が不明な場合や相続人が判明してもその所在を把握することが困難な場合など筆界確認情報の作成及び登記所への提供（以下「筆界確認情報の提供等」という。）が困難な事例が増加しており、筆界関係登記の申請に際して筆界確認情報の提供等を求める取扱いについては、合理的な範囲に絞り込むことが求められています。

これらの状況を踏まえ、隣地所有者が不明であるなど、筆界確認情報を得ることが困難な場合においても、円滑な不動産取引を可能とするため、筆界関係登記の調査に当たっては下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

- 1 現地復元性を有する登記所備付地図又は地積測量図等の図面が存在する場合には、原則として筆界確認情報の提供等を求めないものとする。

- 2 筆界確認情報の提供等を求める必要がある場合であっても、求める筆界確認情報は、登記官が筆界の調査及び認定をするために必要な最小限の範囲のものに限るものとする。
- 3 上記 1 及び 2 に係る取扱いの詳細については、別途定める「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」によるものとする。